

行政サービスにも悪影響。税の滞納をなくそう!

4月から 仙南2市7町共同で (仮称)滞納整理課を設置します!

解決策として「(仮称)滞納整理課」を共同設置します

増加傾向にある滞納の解決策として、4月1日から仙南地域2市7町で構成する仙南地域広域行政事務組合内に「(仮称)滞納整理課」を設置することになりました。

市では今後、滞納者に対して、滞納市税納付の最終催告を実施し、催告に応じない無反応の滞納者、納税に対する意志が見受けられない滞納者、分割納付をしていても1回の金額が少ないため完納見込みがない滞納者などの事業を、この「(仮称)滞納整理課」に移管します。

「(仮称)滞納整理課」では、仙南2市7町から移管された事業を調査し、給料や財産(不動産、不動産、預貯金、生命保険契約など)の差し押さえ、さらには差し押さえ財産を換価する公売などの強制的な徴収手続きである、**滞納処分**を執行することに

市税の滞納額が増えています!

白石市の市税収入未済額(滞納額)は、平成15年度で約6億3千万円、国民健康保険税は約4億8千万円で、合わせて約11億1千万円にものほり、**10億円を超える金額が納付されない状況にあります。**

市税は市の財源の根幹を占めていて、市税の滞納は市民生活に欠くことのできない行政サービスの提供にも悪影響を及ぼしかねません。

また、納税をせずに、さまざまな行政サービスを受けることは、納税者と滞納者間で不公平が生じることにもなります。このような状況は白石市にとどまらず、仙南の各市町で「納税の公平性」という社会秩序が保てないという、共通した問題になっています。

なります。

また、本来の税額に加え、督促手数料や延滞金を加算して、納めていただくようになります。

滞納者には 厳しい処分が待っています

滞納している方々の中には、「税金なんて払わなくても、処分なんかされないから大丈夫。」と考えている方や、「ほかに口があるから税金は払えないう。」などと言っている方がいますが、税の徴収権限は非常に強く、ほかの一般債権(ローンなど)に優先して徴収することができると法律で定められており、**滞納している方々は今後、非常に厳しい滞納処分を受けることになります。**

滞納処分が非常に厳しい措置となっているのは、「納税がなければ地方自治が成り立たない」からです。

市でも今後、納税の公平性や平等性、自主税財源を確保する

市独自でも「行政サービス制限」を実施

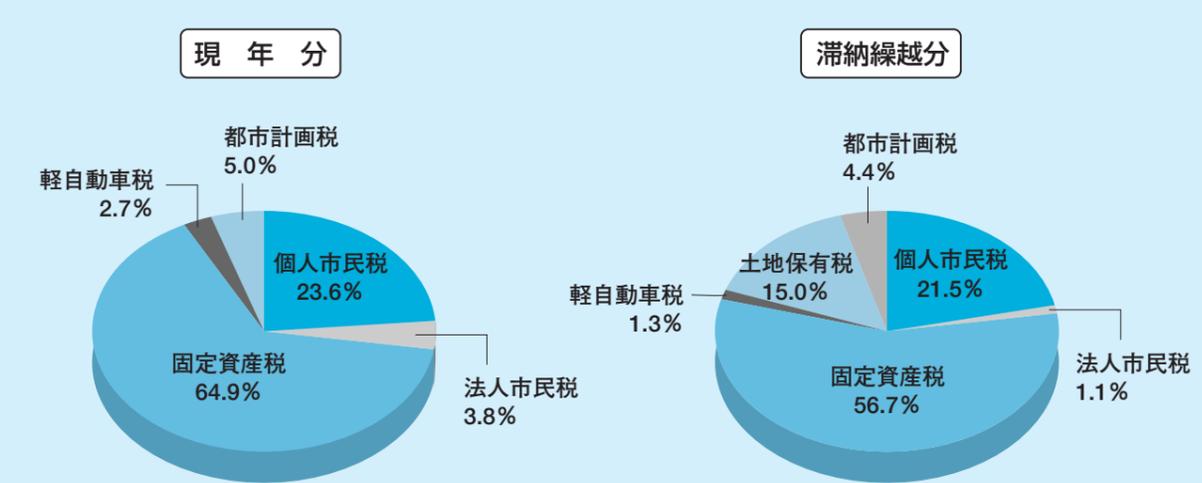
10月号の広報でもお知らせしましたが、市では昨年9月、「市税等滞納者に対する行政サービス給付等の制限実施要領」を制定し、「行政サービス制限」を実施しています。

この制度は、納税の公平性を確保し、市民の皆さんの納税意識を高めることを目的に、市税などに滞納がある方に対し、各種の登録や許可、補助金交付など、一部の行政サービスを制限するものです(詳細は市のホームページにも掲載しています)。

ために、「(仮称)滞納整理課」と合わせて独自に滞納処分を実施していきます。

納税は「自主納付」です。市民の皆さんの自主的な納期限内の納付をお願いします。

●平成15年度市税収入未済額の税目別構成比



財産処分までの流れ

